

障害福祉サービス等事業者  
障害児通所支援等事業者 各位

札幌市保健福祉局  
障がい保健福祉部長

札幌市障害福祉サービス事業者等自己点検表及び  
札幌市障害児通所支援事業者等自己点検表の一部改正について

平素より本市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

事業者の皆さまは、適切な障害福祉サービス等を提供するために、条例等に定められた人員、設備運営等に関する基準及び障害福祉サービス等に要する費用の算定に要する費用の算定に関する基準を遵守する必要があります。

この度、就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの制度改正並びに福祉・介護職員処遇改善加算の報酬改定に伴い、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の自己点検表の一部改正を行いました。

事業者の皆さまには、利用者へ適切な障害福祉サービス等を提供するため、少なくとも年に1回以上自己点検作業の実施をお願いいたします。

なお、実地指導等の際には、自己点検表を提出頂きますのでよろしくをお願いいたします。

記

1 自己点検表

- (1) 札幌市障害福祉サービス事業者等自己点検表
- (2) 札幌市障害児通所支援事業者等自己点検表

2 自己点検表の入手方法

各自己点検表については、札幌市ホームページに掲載しております。

【札幌市ホームページ】自己点検表（障がい関係）

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/jikotenkenhyou.html>

なお、【札幌市ホームページ】を閲覧できない場合は、担当係まで問い合わせください。